

# 入院者訪問支援事業について

# 入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は**都道府県、政令指定都市**（以下、「都道府県等」という。）

## 精神科病院



### 【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

### 第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



### 面会交流、支援

傾聴、生活に関する相談、情報提供等



※2人一組で精神科病院を訪問

## 都道府県等による選任・派遣



### 【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。



孤独感、自尊心の低下

誰かに相談したい、話を聞いてほしい



### 【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・孤独感や自尊心の低下
- ・日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

### 第三者による支援が必要

### 【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

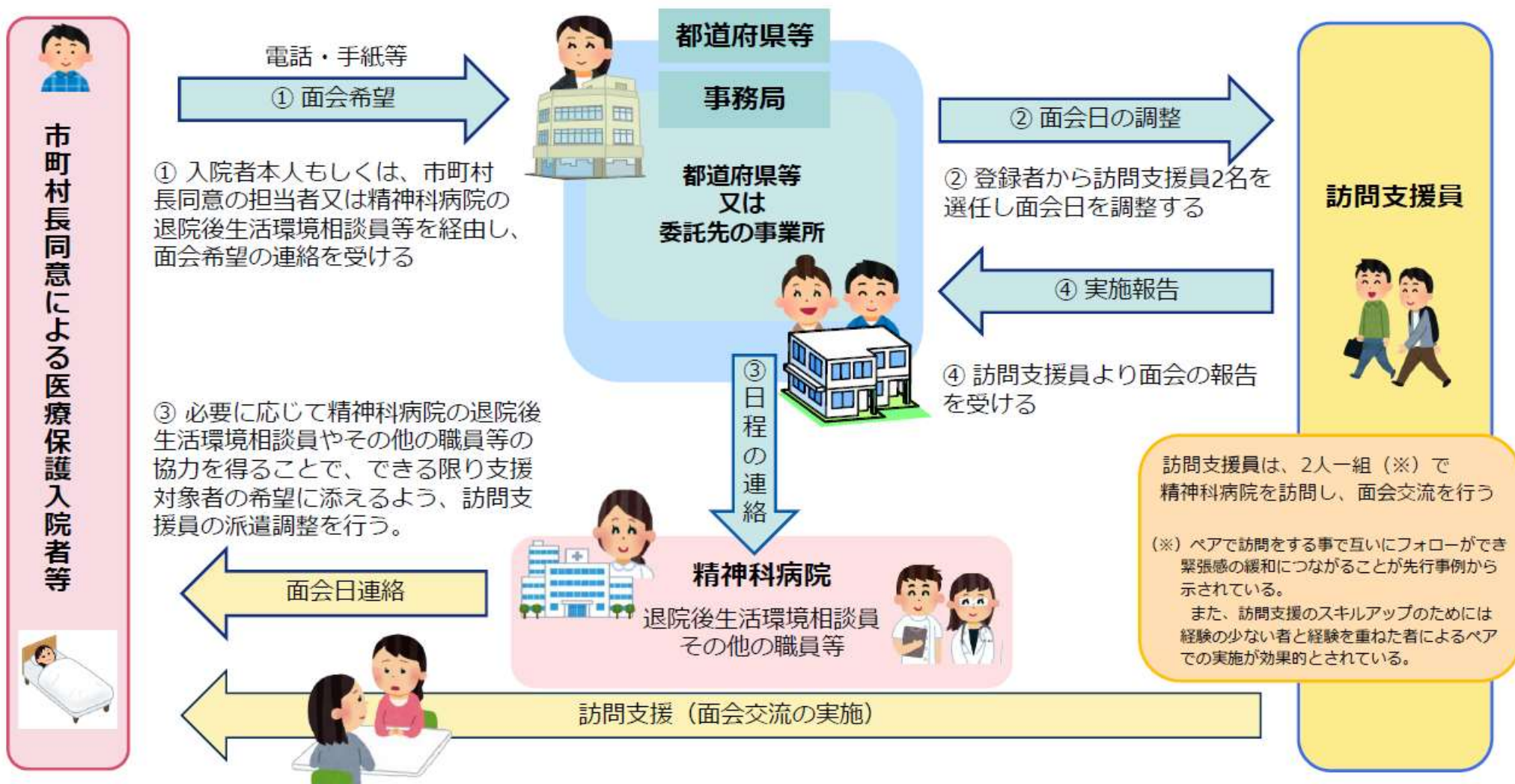
#### （留意点）

- ・令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

## 訪問支援員派遣の流れ

- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。



## 入院者への事業周知

- 都道府県等は、市町村に対し、市町村長同意による医療保護入院者との面会時に当該事業を入院者に紹介するよう依頼する。
- 都道府県等は、精神科病院に対し、退院後生活環境相談員等から入院者に対して当該事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により入院者に常時当該事業の周知を図ることを依頼する。

### 市町村



市町村担当者

- ・市町村長同意後の入院者との面会時にリーフレット等を用いて本事業を紹介する

### 精神科病院



退院後生活環境相談員等

- ・退院後生活環境相談員の選任の挨拶時や日々の支援の中でリーフレット等を用いて本事業を紹介する
- ・本事業の紹介・周知のための院内掲示を行う

市町村長同意  
入院患者等

厚生労働省

- ・HP等での広報

### 都道府県等

- ・市町村に対し、市町村長同意の入院者への面会時に本事業を紹介するよう依頼する
- ・精神科病院に対し、入院者へ退院後生活環境相談員やその他の職員等から本事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により当該事業の周知を図るよう依頼する。

協力依頼

協力依頼

# 都道府県等が担う業務について

## 準備

- ・ 庁内の調整・・・①事業主幹部局の決定 ②関係部局との連携体制の構築 ③予算確保 ④事務局（委託可）の設置
- ・ 庁外の調整・・・①都道府県精神科病院協会に本事業について説明・協力依頼  
②受け入れ精神科病院に説明・協力依頼（実際の訪問支援員の派遣方法について調整）  
③管内市区町村（保健所設置市及び特別区を含む）と本事業に係る市町村と事業実施の方法について調整  
④関係機関（基幹相談センターや障害者相談支援センター等）への周知
- ・ 要綱作成・・・国が示す要綱に基づき、自治体の事業要綱作成

## ★研修の実施

- ・ 支援員養成研修の準備・・・①受講対象者の検討 ②研修プログラムの検討 ③研修講師、ファシリテーターの確保
- ・ 支援員養成研修の実施（都道府県等で実施する場合）・・・①開催準備（会場、講師等）  
②研修実施 ③修了証発行 ④受講者名簿管理

## ★支援員の派遣

- ①支援員派遣のスキームの確立（詳細は別スライド） ②訪問支援員の選任 ③支援員の登録、管理（名簿等の作成）
  - ④支援員への事前説明 ⑤支援員の派遣調整 ⑥支援員へのサポート体制の構築 ⑦事業実施記録管理 ⑧年度末報告
- ※特別区、保健所設置市で実施する場合には、研修の実施及び支援員の選任を都道府県に行っていただく必要があります。

## 事業の周知

- ①本事業の啓発資材の作成
- ②管内市区町村（保健所設置市や特別区を含む）・・・市町村長同意による医療保護入院者との面会時に本事業を紹介するよう依頼
- ③精神科病院等・・・退院後生活環境相談員等から入院者に対して本事業を紹介するよう依頼

## 会議設置・運営

推進会議・・・①会議体の設置（既存の会議体も可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ ⑤事業報告

- ★実務者会議（委託可）・・・①会議体の設置（既存の会議体も可、委託可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ  
⑤推進会議への報告

## 評価

- ①支援員や利用者からの意見の収集等を行う ②推進会議、実務者会議等で①で収集した意見等を共有する
- ③会議の構成員からの意見等を取りまとめる ④本事業の会議を活用し、事業の評価方法や評価を実施する

都道府県等の業務全体（事務局）

# 熊本県の取組み状況と今後の予定

## ■ 令和7年度

### 【令和7年度訪問支援員養成研修】

開催日：令和7年10月6日

対象者：53名（行政職員、精神保健福祉士、相談支援専門員、ピアサポーター等）

うち、活動意向のある50名を選任

### 【事業説明会】

開催日：令和8年3月16日

対象：精神科病院、訪問支援員、市町村、保健所

### 【その他】

- ・熊本県精神科協会への説明・協力依頼
- ・各精神科病院への説明（実地指導の場を活用）

## ■ 令和8年度

令和8年5月

- ・熊本県精神保健福祉士協会との委託契約締結
- ・関係機関への周知文書の発出、事業利用希望者の申込開始

令和8年5～6月

- ・派遣開始（申込状況による）

# 【参考】市町村長同意による医療保護入院後の面会について

## ■保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領

(令和5年11月27日 障発1127第9号)

### 第2部 市町村

#### 第3 業務

#### 3 医療保護入院に係る市町村長同意及び同意後の業務

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第二項及び第六項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」（昭和63年6月22日付障発743号発各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知）中の「五 同意後の事務」に定められているとおり、入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握することなど、適切に業務を実施すること。また、市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、第三者による支援が必要と考えられる者に対し、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するものとして法第35条の2において入院者訪問支援事業が法定化された。都道府県等が本事業を実施している場合においては、市町村長同意後の入院者との面会時にリーフレット等を用いて本事業について紹介するほか、本人が本事業の利用を希望した際には、訪問が速やかに実施されるように都道府県等と連携を図ること。